

★厚生労働省「130万円の壁」で対応策

厚生労働省は10月から社会保険の加入対象を広げるのにあわせ、企業向け助成金を拡大する。賃上げを条件に1人当たり最大16万円を企業に支給する。負担が増える企業に配慮するとともに、賃上げを同時に実現し非正規など労働者の負担感も和らげる。社会保険の適用拡大で働く時間を減らす労働者が増えないようにし、加入を促す狙いだ。

「キャリアアップ助成金」処遇改善コースの短時間労働者等の労働時間延長で、具体的には、次の通りです。

【短時間労働者等の労働時間延長】

・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に加入した場合

1人当たり20万円(15万円)

・処遇改善コース(賃金規定等改定)と併せて労働者の手取りが減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に加入した場合

1時間以上:1人当たり4万円(3万円)

2時間以上:1人当たり8万円(6万円)

3時間以上:1人当たり12万円(9万円)

4時間以上:1人当たり16万円(12万円)

《1年度1事業所15人まで》受給できます。

★再雇用で別の業務違法

トヨタ自動車で事務職だった元従業員の男性(63)が定年退職後の再雇用として清掃業務を提示されたのは不当として、事務職としての地位確認と賃金支払いを求め、名古屋地裁は28日、訴えを棄却した一審判決を一部変更し、約120万円の賠償を命じた。地位確認は認めなかった。判決理由は、全く別の業務の提示は「継続雇用の実質を欠き、通常解雇と新規採用に当たる」と判断した。

裁判長は、定年後にどんな労働条件を提示するかは企業に一定の裁量があるとした上で「適格性を欠くなどの事情がない限り、別の業務の提示は高年齢者雇用安定法に反する」と指摘した。

なお、一審は「男性は事務職で再雇用されるための基準を満たしていなかった」とする会社側の主張を認め、男性の請求を退けていた。

★バイト時給1000円時代

今年度全国平均25円UPを受けて、アルバイトやパートの時給が上昇している。求人サービス大手のインテリジェンスがまとめた9月の募集時平均時給(全国)は1,003円で、初めて千円の大台に乗った。

企業の収益圧迫要因となる他、年末にかけての人手不足はより深刻になりそうだ。

元々かき入れ時にあたる上に、パートで働く主婦らが税や保険料の優遇を受けられるように働く時間を減らす就業調整をするためだ。

10月1日からの社会保険の適用拡大を受け、保険料を払わなくて済むように、働く時間を減らすパートもいる。これが人手不足の一因になっている。食品スーパー大手のライフコーポレーションは社会保険適用拡大の対象となるパート4,000人の内、労働時間を短縮すると答えた人が約1/3いた。マルエツでは約2,000人の内短縮する人が1/4いた。新規採用でやりくりするニーズも高まっている。

伸び率が高かった主な職種 数字は時給。カッコ内は前年同月比の伸び率	
引越越しスタッフ	1,282円(4.8%)
コールセンター	1,152円(3.0%)
福祉・介護・保育	1,066円(3.0%)
配送・郵便・運転手	1,039円(5.1%)
データ入力	1,022円(5.6%)
居酒屋店員	997円(3.9%)
仕分け・梱包・商品管理	985円(4.0%)
製造工	972円(4.2%)
厨房・キッチン	946円(2.6%)
フード販売	930円(3.7%)



バラ